各位

2025年9月29日

株式会社北海道銀行

株式会社アークと ほくほくサステナブルファイナンス(グリーンローン型)を契約締結

ほくほくフィナンシャルグループの北海道銀行(頭取 兼間 祐二)は、株式会社アーク(代表取締役 渡邊 賢二)と「ほくほくサステナブルファイナンス(グリーンローン型)」^{※1}の契約を締結しましたのでお知らせいたします。

※1 2021年9月16日付 「ほくほくサステナブルファイナンスの取扱開始について」参照

記

1. グリーンローンについて

国内外のグリーンプロジェクトに要する資金を調達する際に用いられる融資であり、資金使途がグリーンプロジェクトの充当に限定されるほか、資金の追跡管理や融資実行後のレポーティングを通じ、透明性が確保される等の特徴を有しております。

2. 本件の概要

借入人	株式会社アーク
金額	850 百万円
実 行 日	2025年9月29日(月)
資金使途	ZEHマンション取得資金(施工会社:株式会社スターマンプロジェクト)
貸付人	北海道銀行

3. 株式会社アークについて

株式会社アークは 2004 年北海道札幌市で設立以降、住宅・事業用自家消費太陽光設備の施工のほか、不動産など6つの事業を幅広く展開しております。主業である太陽光発電事業については「用地の取得」から「設計・調達・施工(EPC)」、「運用・保守(0&M)」までの一貫したサービスを提供しており、自社施工数は 5,500 件以上の実績を誇り専門性の高さが強みとなっております。

株式会社アークでは「北海道を代表する再生可能エネルギーのリーディングカンパニーとなり、脱炭素社会実現へ貢献する企業になる」を企業理念に掲げ、2020 年にはサステナビリティ方針策定のもと理念の実現に向け、多角的な事業を通じてカーボンニュートラルを推進してまいりました。

本件の資金は、太陽光パネル設置型の環境性能が高いグリーンビルディングである「ZEHマンション取得資金」に充当いたします。太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー事業を通じ、北海道におけるエネルギーの地産地消を目指し、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを加速させてまいります。



4. 本ローンへの評価

本ローンは、ローン・マーケット協会(LMA)「グリーンローン原則 2025」との適合性について、株式会社日本格付研究所(JCR)より、総合評価「Green 1(F)」とする評価レポートを取得しております。

5. 該当する SDGs の目標



SDGs は Sustainable Development Goals の略称で、2015 年に国連で採択された 2030 年までに達成すべき 17 の目標と 169 の具体的なターゲットを定めた「持続可能な開発目標」です。

ほくほくフィナンシャルグループは、2019 年 4 月に「SDGs 宣言」を表明しました。

以 上

<本件に関するお問い合わせ先>

北海道銀行 経営企画部 サステナビリティ推進室 北谷 Tel(011)233-1009 経営企画部 広報 CSR 室 坂野 Tel(011)233-1005

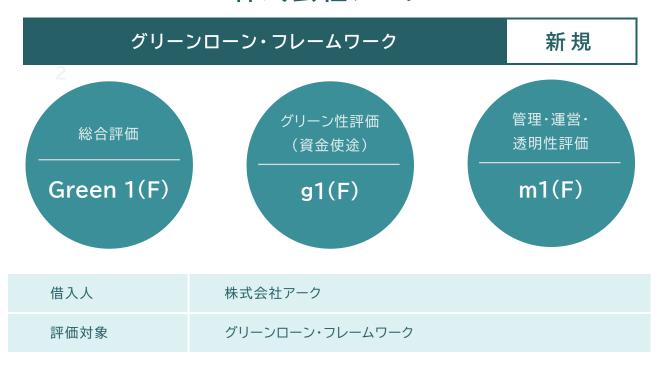
NEWS RELEASE



25-D-0905 2025年9月29日

株式会社日本格付研究所(JCR)は、以下のとおりグリーンローン・フレームワーク評価結果を公表します。

株式会社アーク



評価の概要

▶▶▶1. 株式会社アークの概要

株式会社アークは、2004年設立で北海道札幌市に本社を構える再生可能エネルギー企業である。 太陽光発電・蓄電池の販売・施工・メンテナンスを中心に、不動産事業など6つの事業を幅広く展開し、脱炭素社会の実現を目指している。

▶▶▶2. アークの ESG 経営及び脱炭素に向けた取り組み

アークは、「北海道を代表する再生可能エネルギーのリーディングカンパニーとなり、脱炭素社会実現へ貢献する企業になる」を企業理念に掲げ、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー事業を通じ、北海道におけるエネルギーの地産地消を実現させることを目標にしている。2020年2月には、サステナビリティ方針を策定し、掲げた理念の実現に向け、サステナビリティ活動に取り組んでいる。





一方で、自社のビジネスが社会にもたらす価値や将来的な目標について設定されているものの、 それらについて社内外の専門家やステークホルダーからフィードバック等を受け、重要課題の特定 等が行われることについて期待したい。

アークはサステナビリティに関する問題を経営の重要課題と位置付け、安定的なサービスの運営を実現するとともに、脱炭素社会の実現に向けて積極的に取り組んでいることを JCR は確認した。

▶▶▶3. グリーンローン・フレームワークについて

今般の評価対象は、アークがグリーンローンにより調達する資金を、環境改善効果を有する使途に限定するために定めたグリーンローン・フレームワーク(本フレームワーク)である。JCR では、本フレームワークが「グリーンローン原則¹」及び「グリーンローンガイドライン²」に適合しているか否かの評価を行う。これらは原則又はガイドラインであって法的な裏付けを持つ規制ではないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則及びガイドラインを参照して JCR では評価を行う。

本フレームワークにおける資金使途は、適格クライテリアに適合するグリーンビルディングであり、アークのサステナブル方針で掲げるスマートシティの実現に寄与するものである。また、適格プロジェクトの購入に際しては、環境や社会に対する負の影響を考慮し、適切な対応を行うこととしている。以上より、JCR は本フレームワークにおける資金使途について、環境改善効果が期待されるものであると評価している。

資金使途の対象となるプロジェクトの選定に関しては、経営陣が関与するようプロセスが構築されている。資金管理については適切に管理されることが予定され、担当役員による内部統制が働いている。レポーティングについては、資金充当状況及び環境改善効果に関する項目を適切に定め、ウェブサイト等で開示することとしている。以上より、JCR はアークにおける管理運営体制が確立されており、透明性を有すると評価している。

この結果、本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価(資金使途)」を"g1(F)"、「管理・運営・透明性評価」を"m1(F)"とし、「JCR グリーンローン・フレームワーク評価」を"Green 1(F)"とした。また、本フレームワークは「グリーンローン原則」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると JCR は評価している。

² 環境省 「グリーンゴーンガイドライン 2024 年版」 https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf



¹ Loan Market Association (LMA)、 Asia Pacific Loan Market Association (APLMA)、 Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Green Loan Principles 2025" https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/



目次

■評価フェーズ1:グリーン性評価

I. 調達資金の使途

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

- 1. プロジェクトの環境改善効果について
- 2. 環境・社会に対する負の影響について
- 3. SDGs との整合性について

■評価フェーズ2:管理・運営・透明性評価

I. 資金使途の選定基準とそのプロセス

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

- 1. 目標
- 2. 選定基準
- 3. プロセス

Ⅱ. 調達資金の管理

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

Ⅲ. レポーティング

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

■評価フェーズ3:評価結果(結論)



評価フェーズ 1: グリーン性評価

g1(F)

|. 調達資金の使途

【評価の視点】

本項では、最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金使途において環境・社会への負の影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標(SDGs)との整合性を確認する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

アークが本フレームワークで資金使途としたグリーンビルディングは、CO2削減効果を有しており、 高い環境改善効果が期待される。

資金使途にかかる本フレームワーク(抜粋)

調達資金の使途

グリーンローンの投資対象となる適格クライテリア

グリーンローンで調達された資金は、以下の適格クライテリアを満たすグリーンビルディングの 取得資金、もしくは同資金のリファイナンスに充当する予定です。

[適格クライテリア]

(1) グリーンビルディング

下記 a.~c.のいずれかの有効なグリーン認証(又は再認証)をグリーンファイナンスの払込期日に取得済又は今後取得予定であること。

- a. DBJ Green Building 認証:3 つ星以上
- b. BELS 評価:

平成28年度基準: 3つ星以上※

※ 物流倉庫を含む工場等において BEI = 0.75 超の場合を除く

令和6年度基準: 非住宅 レベル4以上

住宅 レベル3以上

c. CASBEE (建築・不動産) 評価認証: B+ランク以上





【本フレームワークに対する JCR の評価】

1. プロジェクトの環境改善効果について

資金使途:グリーンビルディング

本フレームワークにおける資金使途の対象は、適格クライテリアに適合するグリーンビルディングである。本資金使途は、「グリーンローン原則」における「グリーンビルディング」、「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち「グリーンビルディングに関する事業」に該当する。

アークは本フレームワークにおいて、グリーンビルディングの物件選定における適格クライテリアについて、DBJ Green Building、BELS、CASBEE に係る所定のランクの認証を取得済みの建築物を資金使途の対象としている。各認証の詳細は後述のとおりであるが、いずれも地域、国又は国際的に認知された環境認証である。

DBJ Green Building 認証

DBJ(日本政策投資銀行)が提供する、環境・社会への配慮がなされた不動産を評価する認証制度である。評価結果は星の数で表され、評価軸は「環境・社会への配慮がなされたビル」である。「Energy & Resources(建物の環境性能)」、「Amenity(テナント利用者の快適性)」、「Resilience(危機に対する対応力)」、「Community & Diversity(多様性・周辺環境への配慮)」、「Partnership(ステークホルダーとの連携)」の5つの大カテゴリーについて評価している。それぞれ5つ星(国内トップクラスの卓越した)、4つ星(極めて優れた)、3つ星(非常に優れた)、2つ星(優れた)、1つ星(十分な)で表される。環境性能に特化した評価ではないが、日本国内での認知度が高いこと、環境性能に関しても一定の評価項目を有していることから、JCR は本認証についても、「グリーンボンド原則」で定義されるグリーンプロジェクト分類における「地域、国又は国際的に認知された標準や認証」に相当すると評価している。ただし、環境性能に限った認証ではないため、個別に環境性能に対する評価を確認することが望ましいと考えている。

DBJ Green Building 認証は、評価対象物件の環境性能のみならず、テナント利用者の快適性、防災・防犯等のリスクマネジメント、周辺環境・コミュニティへの配慮、ステークホルダーとの協業を含めた総合的な評価に基づく認証である。環境及び社会に対する具体的な「優れた取り組み」を集約しながらスコアリング設計しており、不動産市場には評価対象に届かない物件が多数存在する。高評価のためには、環境のみならず、建築物に関わるすべてのステークホルダーにとって適切に配慮された建築物であることが求められる。

DBJ Green Building 認証の認証水準は、「環境・社会への配慮」において国内収益不動産全体の上位約 20%と想定されている。さらに、3つ星までの各評価は、認証水準を超える物件のうち上位 10% (5つ星)、上位 30% (4つ星)、上位 60% (3つ星) の集合体を対象としている。したがって、アークが適格クライテリアとして定めた DBJ Green Building 認証 3つ星以上の建物は環境性能の高い物件であり、環境改善効果があると JCR は評価している。

BELS(建築物省エネルギー性能表示制度)

BELS とは、建築物省エネルギー性能表示制度の英語名称(Building-Housing Energy-efficiency Labeling System)の頭文字をとったものであり、新築・既存の建築物において、省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度である。外皮性能及び一次エネルギー消費量が評価対象となり、





高評価のためには優れた省エネ性能を有していることが求められる。評価結果は BEI (Building Energy Index) によってレベル分けされる。BEI は、設計一次エネルギー消費量を分子、基準一次エネルギー消費量を分母とする、基準値に比した省エネ性能を測る尺度である。従来の基準 (平成 28 年度基準)では1つ星から5つ星の5段階で評価されており、2つ星は省エネ基準を満たしている。

改正建築物省エネ法の 2024 年 4 月 1 日施行により、2,000m²以上の非住宅大規模建築物を対象の省エネ基準が厳格化された。施行後の省エネ基準は建物用途によって異なり、物流施設を含む工場等では 25%以上削減、事務所・学校・ホテル・百貨店等では 20%以上となっている。同改正に基づき、建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度が 2024 年 4 月に強化され、BELS に新基準(令和 6 年度基準)が導入された。新基準においては、再生可能エネルギー設備がある住宅及び非住宅に対しては、レベル 6 (消費エネルギー削減率が 50%以上) ~レベル 0 (消費エネルギー削減率が 0%未満) の 7 段階で評価され、再生可能エネルギー設備がない住宅に対しては、レベル 4 (消費エネルギー削減率が 30%以上) ~レベル 0 (消費エネルギー削減率が 30%以上) の 5 段階で評価される仕組みとなっている。新基準における BELS のレベル 4 (消費エネルギー削減率が 30%以上 40%未満) 以上は、全ての非住宅建築物の省エネ基準を満たす建築物を対象として付与されており、一部の用途については誘導基準になっている。住宅については従来の基準と変わらず、消費エネルギー削減率 0%以上が省エネ基準、20%以上が誘導基準となっている。

アークが適用した BELS におけるクライテリアは、省エネ基準(住宅: BEI 値 0.8 以下、非住宅: BEI 値 0.75 以下)を上回る性能を有することとなり、資金使途として適切であると JCR は考えている。

CASBEE(建築環境総合性能評価システム)

CASBEE とは、建築環境総合性能評価システムの英語名称(Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency)の頭文字をとったものであり、建築物の環境性能を評価し格付けする手法である。2001 年 4 月に国土交通省住宅局の支援のもと、産官学共同プロジェクトとして建築物の総合的環境評価研究委員会が設立され、以降継続的に開発とメンテナンスが行われている。評価ツールには、CASBEE-建築、CASBEE-街区のほか、不動産マーケット向けに環境性能を分かりやすく示すことを目的に開発された CASBEE-不動産等がある。

CASBEE-建築(新築)の評価は、エネルギー消費、資源循環、地域環境、室内環境の 4 分野における評価項目について、建築物の「環境品質」(Q=Quality)と建築物の「環境負荷」(L=Load)の観点から再構成のうえ、L を分母、Q を分子とする BEE(建築物の環境効率)の値によって行われる。評価結果は、S ランク(素晴らしい)、A ランク(大変良い)、B+ランク(良い)、B-ランク(やや劣る)、C ランク(劣る)、の 5 段階(CASBEE-不動産は S ランク(素晴らしい)、A ランク(大変良い)、B+ランク(良い)、B ランク(必須項目を満足)の 4 段階)に分かれている。高評価をとるためには、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材を使用する等の環境への配慮に加えて、室内の快適性や景観への配慮等も必要であり、総合的な建物の品質の高さが求められる。

今般、アークが適格クライテリアとして定めた B+以上の建物は、CASBEE-建築(新築)は BEE が 1.0 以上であり、「環境負荷」に対して「環境品質」が明確に勝る物件であること、また CASBEE-不動産においても、計測の基準は BEE ではないものの、従来の CASBEE-建築等における B+相当の物件であることから、環境改善効果があると JCR は評価している。



2. 環境・社会に対する負の影響について

アークでは、資金使途の対象となるプロジェクトが環境・社会に及ぼし得る負の影響として、取得した物件の瑕疵(環境汚染物質・土壌汚染物質の使用など)や周辺住民とのトラブル等を想定している。物件の取得に際しては、取得予定の物件に係る負の影響を確認し、必要に応じて適切な対応を行うこととしている。これにより、JCR は、アークが環境・社会に対する負の影響について適切に配慮していることを確認した。

3. SDGs との整合性について

ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、JCR では、以下の SDGs の目標及びターゲットに貢献すると評価した。



目標7:エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



目標 9:産業と技術革新の基礎をつくろう

ターゲット 9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



目標 11: 住み続けられるまちづくりを

ターゲット 11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。

ターゲット 11.6 2030 年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

評価フェーズ 2: 管理・運営・透明性評価



m1(F)

1. 資金使途の選定基準とそのプロセス

【評価の視点】

本項では、本評価対象を通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とその プロセスの妥当性及び一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認す る。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRは本フレームワークにおける目標、グリーンプロジェクトの選定基準、プロセスについて、経営陣 が適切に関与しており、透明性も担保されていると判断している。

1. 目標

アークは、「北海道を代表する再生可能エネルギーのリーディングカンパニーとなり、脱炭素社会実現 へ貢献する企業になる | を企業理念に掲げ、脱炭素の事業を通じ、北海道におけるエネルギーの地産地消 を実現させることを目標にしている。2020年2月には、サステナビリティ方針を策定し、掲げた理念の 実現に向け、サステナビリティ活動に取り組んでいる。

図表 2 サステナビリティ方針3

- ・ 産業用、家庭用太陽光発電を中心とした再生可能エネルギー普及拡大によるクリーンエネ ルギーの創出と CO2 削減
- ・ 太陽光発電、蓄電池による自家消費の普及拡大によるエネルギー、CO2 削減
- ・ アーク社用車にエコカーを導入し CO2 削減する
- ・ アーク自社発電所が地域の自然エネルギー源となり自然エネルギーだけで生活できる究極 のエコシティ「スマートシティ」を実現する
- 外国人の積極的採用によりグローバリズムを実現する

本フレームワークで資金使途の対象としているグリーンビルディングは、評価フェーズ | の通り、環境 性能の高いビルである。これは、アークのサステナビリティ方針で掲げる「スマートシティ」実現に貢献 する取り組みである。これより、本フレームワークによりグリーンローンを実行することはアークの目標 と整合的であると JCR は評価している。



³ 出典:アーク提出資料



2. 選定基準

JCR は、本フレームワークの適格クライテリアについて、評価フェーズ1で確認したとおり、高い環境改善効果を有するプロジェクトを対象としていると評価している。

3. プロセス

プロセスにかかる本フレームワーク

- 1. 資金調達の使途となるプロジェクトは、総務部にて検討し、社長決裁にて選定いたします。
- 適格クライテリアへの適合の検討
 適格クライテリアの適合確認は、総務部にて実施いたします。
- 3. 選定プロセスについては、総務部が起案し社長決裁にて報告を実施いたします。

プロジェクトの選定基準および選定プロセスに関しては、当社ウェブサイト・JCR グリーンファイナンス評価レポートにより開示予定です。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

調達資金の使途となるグリーンビルディングの取得は、取得時に総務部が起案し社長決裁を経て 実施される。

また、これらの選定基準及びプロセスは、本評価レポート及びアークのウェブサイトによって開示が予定されており、貸付人に対して適切に開示が行われる。

以上より、アークの経営陣が関与していることから、選定プロセスは適切に定められていると JCR は評価している。



||. 調達資金の管理

【評価の視点】

調達資金の管理方法は、資金調達者によって多種多様であることが通常想定される。本評価対象に基づき調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本評価対象により調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか否か、加えて未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、アークの資金管理体制が適切に構築されており、調達資金の管理方法については本評価レポートにおいて開示されるほか、アークのウェブサイトにてフレームワークを開示することから、透明性が高いと評価している。

資金管理にかかる本フレームワーク

【調達資金の充当計画】

資金の充当については 、本物件への手付金及び取得資金として全額充当されます。資金対象の物件について、売却等の事象が発生した場合は、適時その旨について開示することを想定しております。

【調達資金の追跡管理の方法】

資金管理は総務部にてエクセルシートにて管理するものとし、調達方法・調達日・金額・調達先等 を明記いたします。

【追跡管理に関する内部統制および外部監査】

担当役員が内部統制を管轄し、仮に何かしら大きな不正等が発生した場合等必要に応じて、弁護士 や公認会計士等の外部専門家による外部監査の実施検討を想定しております。

【未充当資金の管理方法】

調達資金の充当が決定されるまでの間は、調達資金は現金または現金同等物にて管理します。

全額充当後においても、評価対象の調達資金が返済されるまでに資金使途の対象となる資産が売却 または毀損などにより資金使途の対象から外れる場合は、全額返済もしくは、適格クライテリアに 適合する物件の購入費用として充当します。





【本フレームワークに対する JCR の評価】

本フレームワークにもとづく資金管理体制について、調達資金は総務部により、グリーンプロジェクトに速やかに充当される。未充当資金がある場合には、充当されるまでの間に現金または現金同等物にて管理されるため適切であることを JCR は確認した。調達資金は総務部にて追跡管理される体制となっている。また定期的に担当役員により資金管理に関する問題の有無も確認される体制がとられている。万が一不正などの問題が発見された場合は、弁護士や公認会計士などの外部監査の実施検討を想定している。資金管理に関する文書等については、グリーンファイナンスの償還・返済以降、十分な期間にわたって保存される体制が整備される。

以上より、JCRはアークが適切な資金管理体制を構築していると評価している。



Ⅲ. レポーティング

【評価の視点】

本項では、本評価対象に基づく資金調達前後での投資家等への開示体制が、詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、アークのレポーティングについて、資金の充当状況及び環境改善効果の両方について、投資 家等に対して適切に開示される計画であると評価している。

レポーティングにかかる本フレームワーク

【資金の充当状況に関する開示状況】

グリーンローン借入時点で未充当資金がある場合、充当計画を適時 HP に掲載いたします。

【インパクト・レポーティングの開示方法及び開示頻度】

当社ウェブサイト上にて、年次で開示予定です。

【インパクト・レポーティングにおける KPI (Key Performance Indicator)】

CO2 削減量

適格クライテリアで設定した環境認証の取得状況(取得又は取得予定時期・認証の種類・水準)

【本フレームワークに対する JCR の評価】

資金の充当状況に係るレポーティング

アークは、グリーンローンにより調達した資金の充当状況について、本フレームワークに定める 内容をアークのウェブサイト上で開示する予定である。また、取得したグリーンプロジェクトの滅 失等、資金使途に重大な変更があった場合、ウェブサイト上で適時開示することを予定している。

環境改善効果に係るレポーティング

アークは、最低年1回、ウェブサイトに開示する予定としている。レポーティング内容は、CO2排出削減量、認証の取得状況を予定しているため、適切なレポーティングであると JCR は評価している。CO2削減量は、省エネルギー基準に準拠したプログラムで算出された、年間エネルギー消費量と太陽光発電の発電量を元に算定される。

以上より、JCRでは、アークによるレポーティング体制が適切であると評価している。





IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

【評価の視点】

本項では、資金調達者の経営陣がサステナビリティに関する問題について、経営の優先度の高い 重要課題と位置づけているか、サステナビリティに関する分野を専門的に扱う部署の設置又は外部 機関との連携によって、サステナブルファイナンス実行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの 選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、アークがサステナビリティに関する問題を経営の重要課題と位置付け、アークの事業を通じ 脱炭素社会の実現に向けて積極的に取り組んでいることを確認した。

アークは、「北海道を代表する再生可能エネルギーのリーディングカンパニーとなり、脱炭素社会実現へ貢献する企業になる」を企業理念に掲げ、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー事業を通じ、北海道におけるエネルギーの地産地消を実現させることを目標にしている。2020年2月には、サステナビリティ方針を策定し、掲げた理念の実現に向け、サステナビリティ活動に取り組んでいる。主な取り組みには、再生可能エネルギー事業者として、オフサイト PPA を活用し、道内の需要拠点にクリーンな電力を供給している。2023年には、取り組みを加速すべく北海道電力株式会社とアークが共同出資した「合同会社 HARE 晴れ」を設立している。また、不動産事業においても、目標の実現に向けて、これまでサステナブルに関連する取り組みはなかったものの、本フレームワークを活用し、グリーンビルディングの取得を予定している。

サステナビリティ活動については、社長、取締役の経営陣が参加する月次で開催される会議にて、関連部署から起案され承認されるほか、社長、総務部にて企画され実行されている。活動についてはアークのホームページにて公表されている。サステナビリティに関する取り組みに関して、専門的に行う部署等は現時点では未設置ではあるが、外部有識者の研究会に参加し、係る情報の収集のほか、有識者からの助言を受けている。今後、会社の規模の拡大に伴い、専門部署の設置が想定されている。

一方で、自社のビジネスが社会にもたらす価値や将来的な目標について設定されているものの、 それらについて社内外の専門家やステークホルダーからフィードバック等を受け、重要課題の特定 等が行われることについて期待したい。

以上より、アークは自社の目標に関する、社内外のステークホルダーからのフィードバックを受けた重要課題の特定等や専門部署の設置を行ってはいないものの、アークがサステナビリティに関する問題を経営の重要課題と位置付け、安定的なサービスの運営を実現するとともに、脱炭素社会の実現に向けて積極的に取り組んでいることを JCR は確認した。



評価フェーズ 3:評価結果(結論)

Green 1(F)

本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価(資金使途)」を"g1(F)"、「管理・運営・透明性評価」を"m1(F)"とした。この結果、「JCR グリーンローン・フレームワーク評価」を"Green 1(F)"とした。本フレームワークは、「グリーンローン原則」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 玉川 冬紀・佐藤 大介



本評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所(JCR)が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナ ンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならび に資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明 です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・ 運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきグリーンフ ァイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワ ーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するもの ではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調 達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体及び/又は借入人(以下、発行体と借入人を総称して「資金調 達者」という)、又は資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則 としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクトに該当する場 合に限り、グリーンエクイティについても評価対象に含むことがあります。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (https://www.jcr.co.jp/) の「サステナブルファイナ ンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、 信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束す るものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

田紀寺・宍 本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又は その他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的 確性 適時性 完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該 その他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク(信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等)について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は、JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は「情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。

■用語解説

プロアグリーンファイナンス・フレームワーク評価: グリーンファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。 評価は5段階で、上位のものから順に、Green 1(F)、Green 2(F)、Green 3(F)、Green 4(F)、Green 5(F)の評価記号を用いて表示されます。

■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録 ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザー
- ・UNEP FI ポジティブ・インパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- 信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号
- EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO: JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO(Nationally Recognized Statistical Rating Organization)の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (https://www.jcr.co.jp/en/) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社 🕨

信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

